

科研費の申請資格及び役割

身分	職位	科学研究費 助成事業 応募資格	研究 代表者	研究 分担者	研究 協力者
専任	教授・准教授・ 助教・助手	○	○	○	○
嘱託 (1年有期)	講師・助教・ 助手	○	○	○	○
特別契約 教授 (1年有期)	教授	○	○	○	○
特任教員	教授・准教授・ 助教	○	○	○	○
研究員 (1～4年有期)	特別研究員	○	○	○	○
プロジェクト・ ポストドクター		○ *①資格付与の 条件有	○	○	○
客員教授 客員研究員		×	×	×	○
非常勤 (1年有期)	講師・助手	×	×	×	○
共同研究員（学部や研究所独自）		×	×	×	○
学長が特別に 認めた者	科研リサーチ フェロー(☆)	○ *②資格付与の 条件有	○	△ *③	○
日本学術振興会 特別研究員 (PD, RPD, CPD)		○ *④	○ *④	○	○
日本学術振興会 特別研究員 (DC)		△ *⑤条件有	△ *⑤	○ *⑥	○

☆科研費に研究代表者として採択された場合

- (1) 研究代表者
補助事業者^(注)であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のこと。
- (2) 研究分担者
研究分担者は、補助事業者^(注)であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者で、**応募資格を有し、分担金の配分を受ける者。**（研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければならない。）
- (3) 研究協力者
研究協力者は、研究代表者、研究分担者以外の者で、研究課題の遂行に当たり協力を行う者で、**必ずしも応募資格を有する必要はない。**（例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、応募資格を有しない企業の研究者等）

(注) 研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者にあたり、不正な使用等を行った場合は応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象となる。

注意事項

*①「プロジェクト・ポストドクター」資格付与条件：

以下のすべての条件を満たすこと

- 1) 本学で研究活動を行う上で、当該プロジェクトの業務と科研費での研究活動時間を明確に区分することができ、そのための時間を十分に確保できること
- 2) 学院との雇用契約書のほか、以下の事項を記載した覚書を締結し、これを遵守すること
7. 雇用契約書に明記された研究課題代表者の承諾
4. 雇用契約書に明記された業務以外の研究を行う場合、その研究が雇用期間内に終了すること

*②「学長が特別に認めた者」資格付与条件：

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 1) 「学内PD」または「本学で受け入れている学振特別研究員PD、CPD及びRPD」採用期間中に科研費に採択されたが、科研費の研究期間が採用期間を超え、かつ採用期間終了後、本務先がない者。この場合、科研費研究期間が終了するまで「科研リサーチフェロー」の身分で本学の研究者として受入れる。
- 2) 「学内PD」または「本学で受け入れている学振特別研究員PD、CPD及びRPD」に採用されたが、採用期間終了後に本務がない者。この場合、採用期間終了後3年以内まで科研費への応募資格を認める。採択された場合は「科研リサーチフェロー」の身分で本学の研究者として受入れる。

*①*②の資格付与については、年度ごとに本人からの申請が必要です。詳細は、研究推進センターへお問い合わせください。

*③科研リサーチフェローで、研究代表者としての採択課題がある場合。

*④日本学術振興会特別研究員(PD, RPD, CPD)が研究代表者として申請可能な科研費：

- ・学術変革領域研究(A)の公募研究
- ・基盤研究(B・C)
- ・挑戦的研究(萌芽)
- ・若手研究
- ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)

これらに申請し採択された場合には、【学振マイページ】にある「研究費受給報告書(日本学術振興会様式5-6)」を日本学術振興会へ提出することが必要。

*⑤日本学術振興会特別研究員(DC)が研究代表者として申請可能な科研費：

- ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)

申請し採択された場合には、【学振マイページ】にある「研究費受給報告書(日本学術振興会様式5-6)」を日本学術振興会へ提出することが必要。

*⑥令和5(2023)年度より、特別研究員(DC)は全種目へ研究分担者として参画することが可能となった。